

## 使用規則第1条5に対する「動物の飼養に関する細則」（第25回総会 平成19年4月22日決定）

### 第1条（目的）

本細則は、コープ野村南流山式番街管理規約（以下「規約」という）の使用規則第1条5の「他の居住者に迷惑または危害を与えるおそれのある動物」を定義し、動物の飼養に関する事項を定める。

### 第2条（飼養禁止動物）

使用規則第1条5の「迷惑または危害を与えるおそれがある動物として飼育・研究を禁止する動物」は次のものとする。

- (1) 法律や条例（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」（千葉県）など）で指定された動物など（別表1、2）
- (2) 人の身体に危害を加えたことのある動物など
- (3) 毒を有する動物など
- (4) 人に伝染のおそれのある有害な病原体に汚染された動物など
- (5) 法律で定められた予防接種の行なわれていない動物など
- (6) 繁殖を目的として飼養する動物など
- (7) 糞尿・放屁などの臭気、鳴き声などによって他の居住者に迷惑をおよぼす動物など
- (8) 魚類などで、単一あるいは複数の水槽の水量合計が100リットルを越えて一専有部分で飼養されるもの
- (9) その他 管理組合が禁止対象と定めたもの

### 第3条（飼養可とする動物など）

本細則の定める所定の手続きにより、飼養を可とする動物などは次のものとする。なお、(2)、(3)、(4)については一専有部分につき、その合計は2頭羽以下とする。

- (1) 身体障害者補助犬法で定める盲導犬、聴導犬、介助犬として訓練された犬
- (2) 犬（小型犬、あるいは盲導犬・介助犬に適した犬種）
- (3) 猫
- (4) 逸走のおそれのないケージなどに入れて飼養する小鳥、リス、ハムスターなどの小動物など
- (5) 金魚、熱帯魚等の小型観賞魚
- (6) コオロギやカブトムシなどの昆虫など

### 第4条（飼養の手続き）

動物などを飼養しようとする者は、届出書

（別記様式第1）・誓約書（別記様式第2）を管理組合に提出しなければならない。なお、第3条(5)、(6)に該当する動物などは手続きの必要はない。

2 管理組合は飼養の承認・不承認を承認書（別記様式第3）により申請者に伝える。なお、第3条(1)については管理組合は無条件で承認しなければならない。

3 飼養を承認された者は飼養開始とともに管理組合の発行する動物飼養の標識を玄関ドア外の他の居住者等が見やすい場所に掲示する。

4 犬の飼養においては、飼養開始とともに速やかに狂犬病予防法第4条に規定する登録及び同法第5条に規定する予防注射を行った証明を玄関ドア外の他の居住者等が見やすい場所に掲示する。

5 各住戸における動物などの飼養状況は管理事務室で閲覧できるものとする。

### 第5条（飼養の終了）

届出した動物などの死亡・譲渡などによって飼養を終了した者は届出書（別記様式第1）を提出する。

### 第6条（動物の飼養者の代表組織）

「動物の飼養者の代表組織」（以下、代表組織）は飼養者以外の居住者の立場を尊重して快適な生活環境の維持向上を図るために活動し、管理組合に協力するものとする。第3条(2)、(3)、(4)に該当する動物などを飼養する者はこの代表組織に加入しなければならない。第3条(1)の飼養者の加入は任意とする。

代表組織は管理組合の委託を受けて下記の活動を行う。

- (1) 動物飼養の可否の相談とその手続きに関する適切な指導を行ない、トラブルを未然に防ぐ。
- (2) 代表組織のメンバー間の友好を深め、正しい動物飼養の知識を広める。
- (3) 非動物飼養居住者の立場を尊重し、相互理解を深める活動を行う。
- (4) 動物などに関するトラブルが発生した場合、管理組合と協力して誠意をもって解決にあたる。
- (5) 第4条、第5条の動物の飼養に関する届出書の受付けなどの手続きを行い、管理組合に協力する。

## 第7条 (動物などの飼養における遵守事項)

第3条の動物などを飼養しようとする者は動物などの本能、習性等を理解して飼い主としての責任を自覚し、動物の保護及び管理に関する法律・条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。飼養者が遵守する事項を次に示す。

- (1) 動物などは室内で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理などを行なう。バルコニーや専用使用庭を動物などの飼養とこれらの行為に使わない。
- (2) 動物を常に清潔に保つために洗浄などの必要な手入れを行い、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行う。動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等は必ず窓や玄関扉を閉めて居室内で行い、毛や羽等の居室外への飛散を防止する。
- (3) 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけない。そして鳴き声の改善がされない場合は適正な手術を行う。
- (4) 動物の健康診断で人や他の動物に感染のおそれのある病気が発見された時、伝染の恐れがなくなるまで獣医師に預ける等の適切な措置をとる。
- (5) 第3条(1)を除く動物などを居室外へ出し入れする際、階段を使用する。その際、小動物などはカゴなどに入れ、犬は首輪をして引きひもでつなぐなどして逃げないように拘束する。
- (6) 犬、猫等が自己の居室以外で万一排せつした場合は、その飼養者はふん便を持ち帰り、かつ、衛生的な後始末を行う。また、犬、猫等をマンション内のライオン公園砂場や緑地帯に入れない。
- (7) 飼養する犬、猫に対して必要な「しつけ」を行う。また、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努める。
- (8) 動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合は、その動物の飼養者は自己の責任と負担において誠意を持って賠償を含めて対処する。
- (9) 動物が死亡した場合、その遺体の適切な取扱いを行う。
- (10) 地震、火災等の非常災害時、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう適切に対処する。
- (11) 他者および近隣住民に迷惑をかけた、不快の念を抱かせることなく、清潔な環境を守ることを基本として行動する。

- (12) 管理組合、そして第6条の(動物の飼養者の代表組織)の指示に従う。

## 第8条 (動物などの短期預かりについて)

第3条に示す動物などを短期に預かることとなった場合、届出書(別記様式第4)を提出する。飼養に関する遵守事項は第7条に順ずる。

## 第9条 (経過措置)

本細則の発効日において細則に定める数を越える動物などを飼養する場合、その飼養者は全ての動物などの届出書を提出するものとする。管理組合はそれらの動物などが生命を全うするまでの間、経過措置として飼養を認めるものとする。なお、届出書の提出が必要にも関わらず、その提出なく飼養される動物などは第2条(9)に該当するものとして扱う。

## 第10条 (飼養者に対する指導、禁止等)

動物などの飼養者が本細則に抵触、また、他の居住者及び近隣住民に迷惑や危害を与え、第6条の代表組織の指導にもかかわらず解決が図られないときは、管理組合は管理規約第82条(勧告および指示等)の3に基づいて排除のための必要な措置(当該動物などの飼養禁止の勧告、法的措置など)をすることができる。

2 飼養禁止を勧告された者(飼養禁止者)は新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。そして飼養禁止者はいかなる動物も再度、飼養してはならない。

## 第11条 (細則の見直しについて)

第6条の代表組織が解散、あるいは機能しない状況となり、これに代わる組織も編成されない場合、管理組合は直ちに本細則の見直しとその対応を図るものとする。

### 【附則】

第6条の「動物の飼養者の代表組織」は『飼い主の会』とする。

【別表1】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項の政令で定める外来生物（施行令 最終改正：平成一八年七月二一日）

別表第一 [科名] [種名] （植物界を省略）

第一 動物界

一 哺乳綱

(一) カンガルー目 {《クスクス科》トリコスルス・ヴルペクラ (フクロギツネ)}

(二) 食虫目 {《はりねずみ科》エリナケウス属 (ハリネズミ属) 全種}

(三) 霊長目 {《おながざる科》マカカ・キュクロピス (タイワンザル) マカカ・ファスキクラリス (カニクイザル) マカカ・ムラタ (アカゲザル)}

(四) 齧歯目 {《ヌートリア科》ミュオカストル・コイプス (ヌートリア) 《りす科》カルロスキウルス・エリュトラエウス (クリハラリス) プテロミュス・ヴォランズ (タイリクモモンガ) のうちプテロミュス・ヴォランズ・オリイ (エゾモモンガ) 以外のもの スキウルス・カロリネンシス (トウブハイイロリス) スキウルス・ヴルガリス (キタリス) のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス (エゾリス) 以外のもの 《ねずみ科》オンダトラ・ゾイベティクス (マスカラット)}

(五) 食肉目 {《あらいぐま科》プロキョオン・カンクリヴォルス (カニクイアライグマ) プロキョオン・ロトル (アライグマ) 《いたち科》ムステラ・ヴィソン (アメリカミンク) 《マンガース科》ヘルペステス・ヤヴァニクス (ジャワマンガース)}

(六) 偶蹄目 {《しか科》アクシス属 (アキシシジカ属) 全種 ケルヴス属 (シカ属) に属する種のうちケルヴス・ニポン・セントラリス (ホンシュウジカ)、ケルヴス・ニポン・ケラマエ (ケラマジカ)、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ (マゲシカ)、ケルヴス・ニポン・ニポン (キュウシュウジカ)、ケルヴス・ニポン・プルケルルス (ツシマジカ)、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ (ヤクシカ) 及びケルヴス・ニポン・イエソエンシス (エゾシカ) 以外のもの ダマ属 (ダマシカ属) 全種 エラフルス・ダヴィディアヌス (シフゾウ) ムンティアクス・レエヴェスイ (キョン)}

二 鳥綱

すずめ目 {《ちめどり科》ガルルラクス・カノルス (ガビチョウ) ガルルラクス・ペルスピキルラトウス (カオグロガビチョウ) ガルルラクス・サンニオ (カオジロガビチョウ) レイオトリクス・ルテア (ソウシチョウ)}

三 爬虫綱

(一) かめ目 {《かみつきがめ科》ケリュドラー・セルペンティナ (カミツキガメ)}

(二) とかげ亜目 {《たてがみとかげ科》アノリス・カロリネンシス (グリーンアノール) アノリス・サグレイ (ブラウンアノール)}

(三) へび亜目 {《なみへび科》ボイガ・イルレグラリス (ミナミオオガシラ) エラフェ・タエニウラ・フリエスイ (タイワンスジオ) 《くさりへび科》プロトボトロボス・ムクロスカマトウス (タイワンハブ)}

四 両生綱

無尾目 {《ひきがえる科》ブフォ・マリヌス (オオヒキガエル) 《あまがえる科》オステオピルス・セプテントリオナリス (キューバズツキガエル) 《ゆびなががえる科》エレウテロダクテュルス・コクイ (コキーコヤスガエル) 《あかがえる科》ラナ・カテスベイヤナ (ウシガエル) 《あおがえる科》ポリュペダテス・レウコミュスタクス (シロアゴガエル)}

五 条鰭亜綱

(一) なまず目 {《イクタルルス科》イクタルルス・ブンクタトウス (チャネルキャットフィッシュ)}

(二) かわかます目 {《かわかます科》エソクス・ルキウス (ノーザンパイク) エソクス・マスキノンギユ (マスキーパイク)}

(三) かだやし目 {《かだやし科》ガンブスイア・アフィニス (カダヤシ)}

(四) すずき目 {《サンフィッシュ科》レポミス・マクロキルス (ブルーギル) ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス) ミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス) 《モロネ科》モロネ・クリュソプス (ホホワイトバス) モロネ・サクサティリス (ストライプトバス) 《パーチ科》ペルカ・フルヴィアティリス (ヨーロピアンパーチ) サンデル・ルキオペルカ (パイクパーチ) 《けつぎょ科》スイニペルカ・クアトスイ (ケツギョ) スイニペルカ・スケルゼリ (コウライケツギョ) }

六 くも綱

(一) さそり目 {《きょくとうさそり科》きょくとうさそり科全種}

(二) くも目 {《じょうごぐも科》アトラクス属全種 ハドロニユケ属全種 《いとぐも科》ロクソスケレス・ガウコ ロクソスケレス・ラエタロクソスケレス・レクルサ 《ひめぐも科》ラトロデクトウス・ゲオメトリクス (ハイイロゴケグモ) ラトロデクトウス・ハセルティイ (セアカゴケグモ) ラトロデクトウス・マクタンズ (クロゴケグモ) ラトロデクトウス・トレデキムグタトウス (ジュウサンボシゴケグモ)}

七 甲殻綱

えび目 {《ざりがに科》アスタクス属全種 パキファスタクス・レニウスクルス (ウチダザリガニ) 《アメリカざりがに科》オルコネクテス・ルステ

イクス(ラスティークレイフィッシュ) 《みなみざりがに科》ケラクス属全種 《もくずがに科》エリオケイル属(モクズガニ属)に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ(モクズガニ)以外のもの} 八 昆虫綱

(一) 甲虫目 {《こがねむし科》ケイロトヌス属(テナガコガネ属)に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの エウキルス属(クモテナガコガネ属)全種 プロポマクルス属(ヒメテナガコガネ属)全種}

(二) はち目 {《みつばち科》ボンブス・テルレストリス(セイヨウオオマルハナバチ) 《あり科》リネピテマ・フミレ(アルゼンチンアリ) ソレノプシス・ゲミナタ(アカカミアリ) ソレノプシス・インヴィクタ(ヒアリ) ワスマンニア・アウロプンクタタ(コカミアリ)}

#### 九 二枚貝綱

(一) いがい目 {《いがい科》リムノペルナ属(カワヒバリガイ属)全種}

(二) まるすだれがいがい目 {《かわほととぎすがい科》ドレイセナ・ブゲンスィス(クワツガガイ) ドレイセナ・ポリュモルファ(カワホトトギスガイ)}

#### 一〇 腹足綱

まいまい目 {《スピラクシダエ科》エウグランディナ・ロセア(ヤマヒタチオビ)}

#### 一一 渦虫綱

三岐腸目 {《やりがたりくうずむし科》プラテュデムス・マノクワリ(ニューギニアヤリガタリクウズムシ)}

【別表2】「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」(千葉県) [平成一二年一月八日改正]の別表より

【区分】科(種(亜種を含む))

一 おまきざる科(ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種)

二 おながざる科(マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 グラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種)

三 てながざる科(てながざる科全種)

四 ひと科(オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種)

五 いぬ科(イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種)

六 くま科(くま科全種)

七 ハイエナ科(ハイエナ科全種)

八 ねこ科(ネコ属のうちアフリカゴールデンキヤット、カラカル、ジャングルキヤット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキヤット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種)

九 ぞう科(ぞう科全種)

十 さい科(さい科全種)

十一 かば科(かば科全種)

十二 きりん科(キリン属全種)

十三 うし科(アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種)

十四 ひくいどり科(ひくいどり科全種)

十五 コンドル科(カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル)

十六 たか科(オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ)

十七 かみつきがめ科(かみつきがめ科全種)

十八 どくとかげ科(どくとかげ科全種)

十九 おおとかげ科(ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ)

二十 ボア科(ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ)

二十一 なみへび科(ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種)

二十二 コブラ科(コブラ科全種)

二十三 くさりへび科(くさりへび科全種)

二十四 アリゲーター科(アリゲーター科全種)

二十五 クロコダイル科(クロコダイル科全種)

二十六 ガビアル科(ガビアル科全種)